

# 大正期の或る青年法曹の足跡

—佐喜眞興英と穂積陳重の接点—

稻 福 日 出 夫

## 一

「自分が始めて佐喜眞君に逢つて、其研究の一端を聞くことを得たのは故穂積陳重先生の書斎であった。先生は夙に此の一箇沖縄青年の学問が、他日祖国の文化に貢献する所大なるべきを認め、彼を激励して五たび其稿を改めしめる迄の自信を与へられ、更に又其智識を我々に紹介して、後進と共に道を究めようと企てられたのみならず、今又深く将来ある佐喜眞君の夭折を嗟嘆して、此遺文の為に龍門原上の辞を題せむことを約せられたのであつたが、それは終に希望すべからざるものとなつた」<sup>(1)</sup>。

この一文は、或る遺稿を出版するさいに柳田國男によつて書き記された「小序」の一節である。日付は、大正十五

年六月。その遺稿とは、岡書院より同年六月二十日に発行された『女人政治考——人類原始規範の研究——』であり、奥付けに、著者故佐喜眞興英とある。<sup>(2)</sup>

佐喜眞興英は、一八九三（明治二十六）年十一月二十四日、沖縄県中頭郡宜野湾村新城に生まれた。地元の宜野湾尋常高等小学校を卒業後、一九〇八年（明治四一）年四月、沖縄県立中学校に入学する。彼は中学時代、様々な語り草を残しており、たとえば「校内では英語以外話さない約束をした」とか、「在学中平均九八点以上で通した」とかいったことが、同窓会誌（現在の首里高校）や同期生の回想録などに残されている。<sup>(3)</sup> 後にも触れるが、中学時代以来、彼は熱心に沖縄の説話採集に取り組んでいる。それには又、東洋史の担任であつた清水駿太郎から受けた影響も大きかつた。先の「小序」の一節で柳田は語っている。「佐喜眞君の知音としては、尚旧師清水駿太郎氏があつた。済々たる沖縄第二中学の出身生の中に、此人あることを自分が知つたのは、全く清水校長が慈父の如き情熱を以て、彼の多病を憂ひ、彼の完成を祈念した切々の言葉からであった。今に於ては先生は寧ろ、此の非凡の才能を見出すの明無くして、彼をして自ら知らず、遂げざる大抱負の為に空しく奮起せず、故郷の島に留まって、安らかな読書子の生涯を送らしめなかつたことを悔いて居られるかも知れぬ。果して然りとするも、それも亦自然なる人間の私情ではあるが、尚我々は新日本の国学の為に、清水氏の推奨と刺激とを多謝すべき理由を有する」。<sup>(4)</sup>

一九一三年（大正二）年三月、佐喜眞は県立一中を卒業し（その二年前に県立中は一中と改称された）、同年九月、第一高等学校に入学する。一高時代も夏休みなどに帰省した折り、沖縄各地を旅しては説話の採集に勉めている。手元にある彼の一高時代の「成績証明書」によれば、「平均 優」で、「体操」の他二、三「良」がついているだけであ

る。「独語講読」「独語作文・文法」とともに評点は「優」で、「法学通論」も優がついている。<sup>(5)</sup> 大正初期、十九歳の青年が沖縄から上京し、かなり授業に打ち込み勉学に励んでいたことが窺われる。一九一六（大正五）年七月、一高法科を卒業して、同年九月、東京帝国大学法科大学独法科に入学。<sup>(6)</sup>

- (1) 佐喜真興英『女人政治考』『女人政治考・靈の島々 〈佐喜真興英全集〉』（新泉社、一九八一年）所収、十二頁。
- (2) ちなみに、この岡書院からは、大正十五年一月に、Sir Henry Sumner Maine の “Ancient Law” の翻訳書、小泉鐵訳『古代法律』が出版されている。

(3) たとえば、阿波根直成編集責任『養秀 創立八十周年記念』（養秀同窓会、一九六一年）、当間重剛『当間重剛回想録』（当間重剛回想録刊行会、一九六九年）等参照。

(4) 佐喜真、前掲書、一二一十三頁。

(5) 佐喜真と入れ替わりで一高に入学した瀧川政次郎の述懐によれば、瀧川の頃の「法学通論」の担当は穂積重遠であった。しかし、佐喜真の頃は誰であったか、まだ私には確認できていない。が、後に触れるような理由で、おそらく末広巖太郎の担当ではなかつたか、と推測される。穂積重遠は、大正元年から五年まで留学しているので、重遠ではない。

(6) 以前、佐喜真興英の生涯についてグリムと絡めて素描したことがあった。『参考』<sup>(7)</sup>に「『郷土愛について』：『一人の生涯の覚え書き——ヤーコプ・グリムと佐喜真興英』」（沖縄国際大学沖縄法政研究所紀要『沖縄法政研究』創刊号、一九九九年）。

大学入学時の佐喜真の「在学証書」によれば、当時の彼の「宿所」は小石川区上富坂町日独会館方となっている。

そこはドイツ人宣教師シュレイダーの拠点で、佐喜眞も彼と交流をもつていたようである。数年間は、その日独会館が彼の下宿先であった。というのも、後に瀧川政次郎が述懐している。

「佐喜眞興英君は、私の大学時代の親友である。私が佐喜眞君と初めて相識ったのは、大正八年の秋、小石川上富坂の日独会館であるが、同君は既に其の頃から熱心な民族学土俗学の研究家であった。柳田國男氏の本書の序文に云へる如く、佐喜眞君は『学友の甚だ乏し』い人であつたから、日独会館を出て、私の家の近所の下宿に引移つた君は、其の頃殆ど三日にあげず私の家へ遊びにきて、私の妹達とも親しくなつたが、君が私の家へくる樂みは、偏へに君が殺風景な下宿の一階で研究して得た民族学の知識を後学の私に話して聞かせる事であった。本書の第一稿は、君の其の頃の淋しい精進の生活から生れたものであつて、私は原稿が出来たから見てくれと云つて、本書の第一稿を私のところへ持つてきた君の嬉しさうな顔を、今でも思ひ出すことができる」<sup>(1)</sup>。

大学入学後、とくに大正七年以降、佐喜眞は「一時は狂氣じみた程夢中になつて」沖縄の「不文の説話」を求め、また雑誌『民族と歴史』を中心に種々の論文を発表していく。<sup>(2)</sup>

また、当時彼は、「本書は一九一九年四月中旬から一九二〇年一月までに集めたる琉球資料を集め整理して一本としたるものである」と始まる序文をもつた、総数九三九ページもの手書きノート「琉球研究」を書き綴っていた。その目次を紹介すると——。

「琉球研究目録 第一 伝説 第二 迷信 I 出産 II 結婚 III 符術並医術 IV 死 V 死后（墓洗骨等） VI Totemismus ル Fetischismus VII Tabu VIII ユタトノロ IX 仏教並キリスト教 X 夢 XI 名 XII 雜（附時双紙研

究) 第三 法制 I 対外関係 II 公法 III 私法 第四 参考資料 I、II、III 民族研究 (第一、第二、第三)  
IV Geschlechtsleben und Phallieismus」。

目次の後には引用書名の欄があり、四ページにわたって和漢洋の書が記されてゐる。それには徐葆光の『中山伝信録』や陳侃の『使琉球録』などの弔封使録を始め、また、W. Wund; Elemente der Völkerpsychologie, N. Hozumi; Ancestor-Worship and Japanese Law, Grimm; Kinder=und Hausmärchenなどが挙がつてゐる。

ついで、それと並行して彼は、一九一九(大正八)年の年末から翌年にかけて、四八〇字詰め(二十四字×二十行)原稿用紙に一七六枚もの草稿「靈の島々」を残している。この草稿は、一九八一年に刊行された佐喜眞興、英全集に収録されたが、先の「琉球研究」は未だ公刊されていない。<sup>(4)</sup>「自序」の日付は「一九一〇、一月、一〇」。こう書き出されてゐる。

「本書は大体一九一九年未書いたのである。大した予期を以て書いたのではない。唯、今書いて居る獨乙文、琉球に関する研究(書名は未だ定めて居らぬ)の下書のつもりで書いて見たのである。切角書いたのだから纏めて製本に附することにした」<sup>(5)</sup>。

「の草稿に顯著なのは、徹底した目的進化論的思考である。彼は、文化は決して固定的なものではなく、それ故、原始人が今日の我々と「同一の能力を有し同一の条件に支配されて居るものと前提してはならぬ」と強調する。その点で、ホップスやルソーは謬見に陥った、という。「そりや吾人の文化研究に際してなすべきは客観的事実を基礎として人文発達の段階を定めその文化条件を明らかにし此を一貫せる人文進化の必然の法則を発見すると云ふこと

にあらねばならぬ<sup>(6)</sup>」。

彼によれば、靈魂は「未開時代に特有の產物」であり、琉球は文化が著しく遅れているが故に「遊離靈魂を信ずる未開の域を脱して」いない。そこで、「靈魂の何物なりや此を信ずる社会の相貌は如何」ということを明らかにして、もって琉球の文化発展に資することを目指そうというのである。彼は沖縄を「天与の靈魂の劇場」と捉えている。

この草稿のなかで、彼が文化の発展段階を設けて説明をほどこしている点、我々の注意を引く。彼は「意志生活の進歩」という観点から、以下のような段階を設定する。I 最原始時代、II トーテム時代、III 祖先崇拜時代、IV 神々の時代、V 科学時代。この最後の科学時代とは「靈魂の妄想から全然自由になつた時代」であり、「現代文化がとるべき又とらねばならぬ道」である、といふ。

個々の論点についてここで立ち入ることはできない。が、彼が「死に対する民族信仰」よりみると、琉球の文化は未だトーテム時代に属していると考えている点、琉球への日本文化と中国文化の渡来にかんしては、「支那は名を得、日本は実を得た」、つまり日本は精神界を通して中国は表面政治を通して渡来した「漢衣和魂」と指摘している点、また、「諱の制」について調べ、琉球ではタブーが盛んに行われているにもかかわらず名にかんしてはタブーを欠いている、と捉えている点など興味をひく。

「靈の島々」で展開される議論はおのずから琉球の祖先崇拜にかなりページをさかれている。「琉球に於ける靈魂生活の三淵源」としてノロ、ユタ、トキを論じ、また、その頃、『民族と歴史』誌上に発表した琉球の墓に関する、それをより「一歩一歩進歩のあとを認むることが出来る」ように整理し、かつ洗骨の風俗を紹介している。それらを

「文明史眼を以て観察したい」というのである。琉球の文化の特質は祖先崇拜思想にある。それ故、琉球の文化を探求するためには先ず以てそれを知らなければならない。この琉球の祖先崇拜の思想を対象、形式、動機などの分析を通して、琉球の文化段階を見極めようというのである。

佐喜眞が琉球の祖先崇拜の欠点として以下のように述べている箇所などに、彼の世界觀、郷土觀の一端を窺うことができるであろう。

「祖先なるが故に崇拜することが全然意義がない。祖先を崇拜するは固より可なれども祖先のみを崇拜することが理由がないのである。此は単に我が宇宙の真理として生れ死する大事実を知らずして単に親のみが子を生んだと考へる俗見に基く発想である。祖先崇拜が進化して神々の時代に化するのは祖先崇拜の此の欠点に目覺めるに至つた後に於てであるのは人の知る所である。殊に琉球の祖先崇拜が自己<sup>(7)</sup>の直接の祖先のみを拜すると云ふは一層不合理である。況や自己の祖先は之を知るを得ないと云ふ大事実が存するに於てをやである」。

彼は神々の時代に至つてはじめて「國家生活を營み法律生活を知るを得る」という。つまり国家法律が存立するためには「超家族超血族の信仰の対象が存することが必要」というのである。こうして歴史は進化しなければならない。琉球の祖先崇拜は、その社会の後進性を意味するのであり、それは否定、止揚されるべきものである、と捉えられている。

靈魂不滅の思想は根本的に誤っている、「殆んど救ふべからざる不合理を含んで居る」。そう述べながら、続けてまた彼は、こうも綴る。「琉球の祖先崇拜は又自ら美しくよい方面も有して居る。血統的に親族が相助けあひ又、祭の

時には遠い遠い親族も相集まつて親しく会すると「云ふが如き」とは到底外に見出すことの出来ない美点であらう」。<sup>(8)</sup>

琉球の祖先崇拜の思想は、彼の進化論的視点からいえば、否定されるべき「負の遺産」であり、それは乗り越えられなければならない。確かにそうかもしれないが、ただ一ヵ所、ここにフツと二十六歳の青年が、彼の学んでいる冷徹な歴史の発展段階説とは別次元で、合理不合理を超えた故郷のもつ「美点」、そこへ寄せる想いがよぎつた、滲み出てしまつた、ということだろうか。

この草稿にはまた、「理性の要求」「純正理性」「実践理性」といった表現があちこちにみられ、いかにも当時の学生の読書傾向、立論の有りようを彷彿とさせる。この草稿は最後に次の言葉で結ばれている。

「吾々の靈の島々に於ける感想はまーザつとこんなものである。読者よ、吾々は靈の島々を去つて如何なる新しい島々を見出すことが出来るか、又、見出さねばならぬのであらうか？」<sup>(9)</sup>

佐喜眞はまた、一九一〇（大正九）年四月、彼の郷土の新聞『琉球新報』紙上に「琉球の祖先崇拜を論ず」を発表している。「琉球の思潮の主なる流は何と云つても祖先崇拜である」。論旨は右に紹介した「靈の島々」とほぼ同じである。たとえば、文化の発達は意志生活の発展とパラレルの関係にある、「文明人と未開人との相違は實に意志生活の発達如何にある」といった捉え方、それ故、琉球の祖先崇拜も文化程度が進めば、つまり意志生活の開拓が十分になされば自ずから「ぶ」と論じてのことなど同趣旨である。しかしながら、この論稿は、彼の琉球研究の意味づけが広い比較法的視点を獲得しつつある、といった点で、また、それが「靈の島々」と比較して短い論稿であることもあって、彼の目的進化論的歴史観がその中でより明瞭に示されている点で興味深い。

彼の立論はこうである。或る文化を論じるにあたって祖先崇拜にかんする視点が重要であるということは、すでに了解ずみである。が、その際、西洋の学者たちは、ギリシアやローマ、あるいは主に「未開地域」のそれを研究している。しかし、それでは不十分なのであり、日本や中国、琉球の資料で補充する必要がある、という。「穂積博士の所謂 Within 内部よりの見方と云ふことは甚だ必要の様に思はれる。その内にも特に琉球の祖先崇拜は仏教、儒教より影響せらること比較的少くして発達したのであるだけ一層興味が深い」<sup>(10)</sup>。そこに、このテーマの意義がある、というのである。また、穂積陳重の名前が短い論稿のなかで再三挙げられているのも由を引く。

この論稿は次の文で締め括られている。

「上述の如く祖先崇拜を解するが故に最後に吾人は琉球の識者諸君に古い歴史的因習たる祖先崇拜を脱しユタの全滅を期し新しい信仰の世界を築かれんことを熱望せざるを得ない。而して歴史的因習が根本的研究の必要を説くと共に常に此より一步を踏み出して達観敬服するイエーリングの有名なる諺に擬して次のことばを我が親しき人々に呈したい。(民族を通して而も民族の上に)<sup>(11)</sup>。このイエーリングの語については後に触れる。

その頃、佐喜眞は『女人政治考』の第一稿を書き上げたのだろう。彼は一九二一(大正十)年四月、東京帝国大学法学部を卒業し、司法官試補として福岡地方裁判所に赴任する。が、翌大正一一(12)年三月、東京地方裁判所に戻る。その後しばらくしてまた転任し、彼の最後の赴任地は岡山県津山であった。その間も彼は『民族と歴史』に、琉球の民俗にかんする論文を投稿し続け、また『法曹界雑誌』に、「抗弁」の觀念、その沿革を論じた「訴訟法上の抗弁を論ず」<sup>(13)</sup>を発表している。こうした琉球の民俗調査、また民事訴訟法上の問題を論じる一方で、彼の『女人政治考』は何

度か書き改められていった。なお、著書としては、柳田が出していた爐邊叢書から『南島説話』（大正十一年）と『シマの話』（大正十四年）を公刊している。彼は津山で一九二五（大正一四）年六月二三日、肺結核にて没、三一歳であった。

- (1) 瀧川政次郎「佐喜眞興英氏の『女人政治考』を読む」（『民族』一卷六号）、一〇七—一〇八頁。
- (2) 佐喜眞は、柳田國男の出していた爐邊叢書の一冊として大正十一年に郷土研究社より公刊した『南島説話』の凡例でこう述べている。「諸民学に興味を持ち出した大正七年以前、説話に関して有する私の知識の泉は祖母と父であった。が、それ以後は此の泉が急に増してきた。一時は狂気じみた程夢中になって之を求めた。誰彼となく耳で聞けるだけのことを聞き、誰彼となく筆で問合せ得るだけのことを問合せた。南島説話は是等の泉より乱雑に汲み取った中より百題を選つたものである。即ち是等の説話は明治二十六年生れの私が物心覚えた明治三十五、六年頃から現今までの民俗説話なのである」。佐喜眞興英『南島説話』、前掲全集所収、一七三頁。
- (3) 佐喜眞の大学在学中に『民族と歴史』に発表した論稿を擧げると、「琉球の左を尊ぶ風習に就いて」（二卷三号、一九二〇年一月）、「琉球の墓に就いて」（三卷六号、同年五月）、「琉球の珍書『時双紙』」（五卷三号、一九二一年三月）。
- (4) 「靈の島々」「琉球研究」両者とも、沖縄県文化振興会の公文書管理部史料編集室に所蔵されている。請求番号は同一で「K 380 Sa 42」。
- (5) 佐喜眞興英「靈の島々」、前掲全集所収、二二二二頁。
- (6) 前掲書、三三七頁。
- (7) 前掲書、三九四頁。
- (8) 前掲書、三九五頁。
- (9) 前掲書、四三四頁。
- (10) 佐喜眞興英「琉球の祖先崇拜を論ず」、前掲全集所収、四四〇頁

(11) 前掲書、四五七頁。

(12) 前記註(3)以降、大学卒業後に『民族と歴史』に発表した論稿を挙げると、「特殊民と琉球」（七卷一号、一九二二年二月）、「琉球の長者」（七卷三号、同年三月）、「古琉球の憑物と巫祝」（八卷一号、同年七月）、「琉球の豚祭の風習に就いて」（八卷五号、同年十一月）などである。

(13) 「訴訟法上の抗弁を論す」（『法曹会雑誌』二卷十二号、三卷一号、三号、大正十三年、十四年）。

### 三

柳田國男は、一九二二（大正十）年正月、長年の念願であった沖縄への旅に出た。前年末からの「海南小記」の旅である。彼はその前々年には貴族院書記官長の職を退いており、当時は朝日新聞に入社していた。沖縄へ向かったのも、『古琉球』の出版以来手紙のやりとりで知り合いとなつた伊波普猷と直接に会い彼を励まそう、といった比較的自由な旅であった。後に、その旅を振り返つた一節のなかで、柳田はこう述べている。

「伊波君（伊波普猷——引用者）の他に、やはり沖縄の人でわれわれが大きく影響をうけている人に佐喜眞興英君があつた。沖縄に渡つた時中学校の先生から、今まで教えてきた青年の中でいちばん前途の楽しみなのがこの若人であると聞かされて帰つてきた。その後穂積陳重さんを訪ねた時『沖縄にもなかなか眞面目な青年がいるよ、よく本を読む』といって、やはり佐喜眞興英君の名をいはれた。私も前に沖縄で名をきいていたので、会いたいものでしたと話したことがあつた。其の後穂積さんが機会を作つて佐喜眞君に引合せて下さつた。一高から東大法科を出、その時は裁判官をしていたが、方々転任を命ぜられて動きながらいろいろの著述をしていた。<sup>(1)</sup>」

それが一九二一年の佐喜眞の東京帝大卒業直後の話だとすれば、佐喜眞二八歳、穂積六六歳、柳田四七歳、ということになる。あるいはその書斎に、三八歳の穂積重遠もいたのだろうか。

その頃すでに穂積陳重は大学を退いている。というよりも、彼は佐喜眞が大学に入学する四年前の一九一二（明治四五）年三月には大学を辞している。「法律進化論」という彼の「衷心からの研究」に没頭したいためである。しかし、それでも彼はいくつかの公職、重職に就かざるをえなかつた。<sup>(2)</sup> 当時、公私にわたって多忙をきわめ、他事へ時間を割かれるのを極力避けたであろう穂積が、にもかかわらず何故、本稿冒頭で紹介したように、一学生、一司法官の原稿に何度も目を通し、この「一箇沖縄青年」に期待と愛情を注いだのだろうか。

「五たび其稿を改めしめ」たという、その原稿の発展過程を今日ではもはや辿ることはできない。ここで、柳田と佐喜眞の妻松代の手によって、佐喜眞の死の翌年公刊された『女人政治考』の構成を先ず示し、彼がそこで何を追求したかったのか、その内容を紹介しておこう。

## 第一章 緒論

- 一 女治、母権、母系の語義
- 二 女治研究の小沿革
- 三 女治学説批判と卑見大意

## 第二章 女治と母権

大正期の或る青年法曹の足跡

四 原始女性の規範及び優秀に関する学説

五 原始古代社会の女治

六 古琉球の女治

七 古代日本の女治

八 火、日、月と女治

九 原始古代社会の母権

一〇 古琉球及び古代日本の母権

一一 女治否定学説の根拠

第三章 母系

一二 原始古代社会の母系

一三 古琉球及び古代日本の母系

一四 母系原因学説

一五 母系衰亡に関する学説

第四章 女治の基礎

一六 前時代心理の概観

一七 性と前時代心理

## 一八 女治と前時代心理

緒論において彼は先ず、女治、母権、母系といった語義の確定から始めむ。

先ず、「女治なる語を die Gynaikokratie, la Gymecocratie, Gynecocracy の語とし、私が作成したのである。原語はギリシャ語であつて先代ギリシャの地理学者ストラボの書中 (Strabo, Geographia, lib. III, cap. IV) に見え、十八世紀に至りラ斐タウ (Lafitau) が使用し、十九世紀の後半バハオーフィの有名な『母権論——宗教的並に法律的性質より見たる古代社会の女治研究』 (Das Mutterrecht. Eine Untersuchung über die Gynaikokratie der alten Welt nach ihrer religiösen und rechtlichen Natur) と称する書中上記を以て以来一般の語としたのであるが、其の語義は明瞭である。「母を得な」<sup>(3)</sup>。やうやく彼は、近代の男性支配 (Männerherrschaft) の概念として「女治」を捉へてはならぬこと、つまり、これまでの女治観念に付着してた「権力觀念」を取り除くことが必要である、と主張する。彼のいうそなは「女性の崇拜、軽蔑の觀念をはなれだ、前時代の心理的產物」であつて、それはよりは「定義される。」「女治」は女性の magico-religious の能力に基く、女性政治をもる」。

次に、Mutterrecht も「母葉が吟味される。バハオーフィは「ローマ法の家父権 jus patriae potestatis, (das Vaterrecht) とすら母葉」とし、母葉を用ひてゐるが、しかし、バハオーフィは、母が家長である母長制 (Matriarchie)、母が家に権利を有する母権制 (Mutterrecht)、系統が母方によつて相続される母系制 (Mutterfolge) ふた種々の意味を区別する、いふなべ「母権」という語を使用してゐる、と批判される。しかし、バハオーフィ

の用いの Mutterrecht の語義は漠然としている、というのである。そこで佐喜眞は、何うした曖昧さを払拭するため、「私は母権を家又は族内に於ける女性の規範、それに基く優秀を意味するものとして、此の語を使用したい。原始古代人は家父の力に待つ前に母の magico-religious の秀でた能力に基いて家又は族の共同生活を営んだ」と捉えられる。

わざに、母系という語は、Mutterfolge, Matrilineal Kinship の訳語で、この観念を明確にしたのはマクレナン (J. F. McLennan) である、ところが、ソリド佐喜眞も彼に従つて（「通説に従つて」とか）母系を「親族関係は母の血を流れるとなす制度」という意味で使用する、と述べる。

これら三者の関係については、次のように論じられる。

「女治は女性の magico-religious な能力の公生活に於ける表れであり、母権は其の私生活に於ける表はれであるから、觀念上両者間に區別はあるけれども何れも原始古代社会に於ける女性の magico-religious な規範及び其れに基く社会上優秀の地位を意味する点に何等異なる所がない。……母系と云ふも magico-religious な能力を得る方法として存する制度であるから、此の三者間には自ら一つの統一的関係を認むる」とが出来る。私は此の三者を統一的に理解する便宜上是を廣義の女治と称したい」。

そして、『女人政治考』といふの書の表題も、この廣義の女治を意味する。佐喜眞は、以上の概念規定から始めて、これまでの女治研究の流れを整理する。彼の説くところを要約すれば以下のようになる。

女治研究の先駆者はバハオーフェンである。人類の最原始期において、社会は男子の暴力によつて支配されていた

のではなく、女子の靈力によつて治められていた。今日知ることのできるギリシャ・ローマ流の家父權は「擬制の制度」であつて、それ以前には「自然法たる母權」が存在した。そうしたことが、古代諸民族の神話伝説の検討を通じてバハオーフェンによつて発見された。それに対して、『母權論』と同じ年に公刊されたヘンリー・メインの『古代法』では、patriarchal theory（「父長制、父權制、父系制を最原始制度となす説」）が高調されている。そのメインの説に対して、現代の未開地域を調査したマクレナンが反対する。が、その際、母權と母系が觀念上区別され、「女治」の問題が「母系」の問題へと収斂されてしまった。「所謂女治問題が母系問題に変じた以後、母系原因、母系衰亡原因等に關して驚くべき發展を遂げた」。しかし、と佐喜眞は主張する。なるほど、バハオーフェンの女治学説は研究方法が不正確で、概念規定のうえでも混雜している。が、にもかかわらず、彼の説にはマクレナン流の研究の及ばぬ多くのヒントが含まれている。「私は本書に於て女治、母權及び母系の原始古代社会に於ける存在を主張する」。

今日の社会人類学者の大多数は、原始古代社会における女性の規範、女性の優秀を認めない。「女治論は殆ど跡を絶つた」状況にある、と佐喜眞は捉える。そこで「女性規範優秀否定論の急先鋒」スペンサー、ラボック、フレーザー、ヴァント、ローウィーなどの説が紹介されていく。しかし、彼らは声高に女治論を非難しながら、他方において、女性の優越する社会があつたこと——その際、「例外」「変態」といった用語が使用される——、また「王血が女性の血管を流れる俗」が広く行われていたことを確認してもいる。佐喜眞によれば、血統の問題と男性だけが王となる事実とは厳密に区別できる性質のものではない。「女性は王でないとしても血統關係に於て王の基本であるから大なる勢力を有すべく又男性は王となれども血統上王位と無関係ならばしかく勢力を有し得ない。……固有女治制から男治

制への経過期に於て、王系統は女性に、王位は男性によるの制度を生じたのだと解するのが妥当であらう<sup>(6)</sup>」と彼は主張する。彼のいう女治＝女人政治のメルクマールは、女性の magico-religious の能力に基づいて社会を支配する点にあつた。それ故、たとえば勇猛果敢なアマゾン物語のような事象は女治の常態とはみなされない。むしろ、「女性が神官として巫女として社会を支配する処に固有の女治の態様を見出し得る。又男性の酋長、王がありながら、女性の靈的能力又は靈的血脉に依る処に女治の遺風を見出し得る」<sup>(7)</sup>のである。

彼はそのような女治＝女人政治が、原始社会でひろく行われていたことを紹介した後、古琉球、古代日本においてもかつてそれが存在した、ということの論証を試みる。

「古琉球の女治」の冒頭で彼はこう語る。

「古琉球は面積狭少、交通不便、近世は是に加ふるに薩摩の圧搾政策のために永く文化の光に浴するを得ず、人民の多数は近代まで暗の中に古代的生活の歩を歩まねばならなかつた。それは固より古琉球人にとっては筆につくせぬ不幸であつたに相違ないが、神様は公平なものでその代り是に償ふに古代社会研究家のために一大宝庫を供すると云ふ甚だ高尚な幸を以てした。柳田國男氏の力説される如く、古琉球は古代日本と原始諸民族社会とを結合する橋の如き觀がある。我が女治問題に関しても亦多くの重要な材料の残つて居ることは我が国学のためにはもとより世界学界のために喜ぶべきことである。古琉球に於ては女君もあれば女治官もある。母權もあれば又母系もある。而して是等の原因変遷等は今日尚割合に容易に是を明らかにし得る」<sup>(8)</sup>。

かつて古琉球時代には王国の最高神女が存在し、彼女の靈力で國が統治されていた。その神女、彼のいう「女君」

とは「聞得大君」のことと、その対語は「鳴響む世高子」。「有名な姉なる神人」という意味である。つまり「王姉なる女君が古琉球に女治を振った」とされるのである。もとより男性の国王も存在していたわけで、その意味で女君独裁ではない。聞得大君は国王と「二重統治」体制を組んでいた。琉球王国の最高の神人としての聞得大君の任務は、国王の「おなり」として、あるいは王妃、王母として、祭祀を通して王国の繁栄、五穀豊穰を祈ることにあった。しかも、佐喜眞によると、聞得大君は国王よりも「優秀意思の所有者であった」という。「女君の有する主権は独自神授（今日の法学者の言をかりて云へば最高独立）であるが、反之国王のそれは専ら女君に依頼（abhängig）したのである<sup>(9)</sup>。女君の第一次主権の基礎の上に国王の第二次主権は成立し得た。以上のことを彼は冊封使の使録や、とくに「おもうそうし」に歌われた内容を吟味しながら論証する。さらに彼は、「アンズ＝按司」の語源を探るなかで、また、時代が下るにしたがつて国王権は伸張し女君権は衰退していくことから推し量つて「此の傾向より逆に古代を見ると大古琉球に於ける女君独裁の存在<sup>(10)</sup>」が仮説として想定し得る、という。

要するに、古琉球においては、女君が「靈法の淵源」であり、彼女の下の女治官が靈法を執行する。なるほど男性の王官吏も国政に与るけれども、歴史を遡れば遡るほど、女君女治官は彼らに対して優秀な地位を占めていた。そして「女治権の基く所は徹頭徹尾彼女等の magico-religious の思想であつた」と結論づけられる。

佐喜眞はさらに、以上のような、古琉球において女治＝女人政治が存在した、という論証を援用して、邪馬台国の女王卑弥呼を論じていく。

『魏志』倭人伝のなかで、次の箇所は良く知られている。

「その國、本また男子を以て王となし、住まること七、八十年。倭國亂れ、相攻伐すること歷年、乃ち共に一女子を立てて王となす。名づけて卑弥呼といふ。鬼道に事え、能く衆を惑わす。年已に長大なるも、夫婿なく、男弟あり、佐けて國を治む。王となりしより以来、見るある者少なく、婢千人を以て自ら侍せしむ。ただ男子一人あり、飲食を給し、辞を伝え居處に出入す。宮室・樓觀・城柵、嚴かに設け、常に人あり、兵を持して守衛す<sup>(11)</sup>」。

この記事を引用して、佐喜眞は卑弥呼と古琉球の聞得大君との類似点を強調する。聞得大君が「王姉にあたつていた如く」<sup>(12)</sup>ここでも「有男弟佐治國」という。また、聞得大君が「独身を守つて神に奉仕した如く」<sup>(13)</sup>でも「事鬼道。

能惑衆。年已長大。無夫婿」。そして卑弥呼がよく國を治めることのできたのも、彼女のもつ magico-religious な能力に依る、というわけである。佐喜眞は「婢千人」を「卑弥呼の事鬼道を補助する女神官達」と捉えている。結局、倭國でも卑弥呼の独裁政治がなされていたわけではなく、靈界の統治者たる女君卑弥呼と政治的分野俗界の統治者たる男弟との「二重統治」体制であった。ちなみに、佐喜眞は、邪馬台国はどうにあつたのかという問題にはさしあたつて興味を示さない。というのも、彼にとっては、女治＝女人政治が先行したということは、地域には関係なく、また「人種的特性に基くものではない」からである。「靈感あつき女君が同じく靈感に富む数百の婦女を従へて女治を行つた」ことが、古琉球及び古代日本を含めて世界に普遍的な原始規範であつたこととの論証に彼の関心はある。

さらに彼は、古事記、日本書紀のなかにも女治の遺風を認める。イザナギ男神とイザナミ女神との対立、また、スサノヲ男神とアマテラス女神との対立などを引き合いに出して、「要之、我が記紀に現はれた神代伝説に於て、女性は法の維持者であり、男性は其の違反者であるとの一貫した思想のあることは注目すべき事実<sup>(13)</sup>」である、という。つ

まり、こうした説話は、女神が命じたこと、禁じたこと（タブー）を男神が破ったので、それに対して懲戒を付す、といった構図になつてゐる。それは「男女二神の社会的地位」を語つており、「女治の存在を前提としてのみ解釈し得る」と佐喜眞は語る。

さらに、母権制がかつて存在したことの例証として、未開社会の多くの事例やまた古琉球、古代日本の財産処分、命名、婚姻様式などが挙げられていく。こうした検証を通して、結局、現代に生きる人間は近代以降に出てきた「力の規範の思想」に縛られているが故に女治＝女人政治の存在を否定するのであるが、しかし、それは発想法が誤つてゐる、と佐喜眞は考える。ホップスの bellum omni contra omnia やダーウィンの struggle for existence といった観念が原始社会に投影されて、そこでは強者たる適者が生存する、といった思考と結びつけられてしまう。「治者は強者である。強者は治者である。規範は力であると考へられた法律学にあつてはそれが権力説となつて現はれた」。<sup>(14)</sup>

しかし、人類結合の緒たる規範は外的力ではなく内的信念であつて、女治否定説は、この誤つた「力支配の思想」から出発している。こうした近代以降の人間の思考様式、心理でもつて過去を見るのではなく、原始古代社会の事象は、その時代に特有の彼らの思考様式、彼らの心理でもつて見るべきである、ということを佐喜眞は強調する。

「原始古代人は真に活躍たる靈魂信仰に浸つて居る。吾人は此の点に前時代心理其ものを捕へ得るようと思ふ。

近代文化人は靈魂信仰を堅く宗教の範囲に封じてしまつて一歩も其の範囲を出すまいと努める。然るに原始古代人は生活の全部を靈界に浸して居るのである。出産、成人、結婚、病氣、死亡等個人生活の全ての部分は固より、天氣、豊凶、治乱等の公生活も全部靈界に於て動くのである」。<sup>(15)</sup>

結局、佐喜眞が追求したかったことは、彼のいう「女治＝女人政治」が人類社会に普遍的な原始規範であったというバハオーフェン等の母権先行説を、古今東西の民族学や法人類学、法社会学、法史学等の文献史料を渉猟して論証することにあつた。とくに彼は、中学時代以来、恩師清水駿太郎の影響もあって郷里沖縄の習俗や説話、歴史史料の蒐集に情熱を傾けていた。その豊富な素材を、おそらく大学入学以来獲得した思考、つまり目的進化論的思考あるいは普遍的な発展段階説でもつて世界史の過程のなかに応用しはめ込んでみる、ということにあつたのだろう。

彼は『女人政治考』の末尾で、古琉球の女治は例外なく女性祭祀に基づいたものである。靈的規範の、換言すれば前時代心理の当然の帰結として女治は発生したのである、と語る。

「女性は家族内にあつてはマジコ・レリジャスの能力によつて家の治安を守つて母権を設立し外にあつては同じくマジコ・レリジャスの方法を以て社会を治め以て狭義の女治を設立させた。而して女性のマジコ・レリジャスの能力を承継するために母系制を発生させた。——丁度封建時代資力ある戦闘能力を承継するために長男相続制を発生させたやうに——」。<sup>(16)</sup>

(1) 柳田國男『故郷七十年(改訂版)』『定本 柳田國男集 別巻第三』(筑摩書房、一九七一年)所収、三三九頁。

(2) 穂積陳重は、一九一七(大正六)年、——佐喜眞の大学入学の翌年、帝国学士院院長(在職八年)となり、二五(大正十四)年三月枢密院副議長、同年十月議長となつてゐる。

(3) 佐喜眞興英『女人政治考』、前掲全集所収、十五頁。ちなみに、邦訳されているバハオーフェンの母権論のタイトルを示すと、吉原達也・平田公夫・春田清純訳『母権制 古代世界の女性支配——その宗教と法に関する研究』(白水社)、岡道男・河上倫逸監訳『母権論 古代世界の女性支配に関する研究——その宗教的および法的本質』(みすず書房)。

(4) 佐喜眞、前掲書、十七頁。

(5) 前掲書、十八—十九頁。

(6) 前掲書、三九頁。

(7) 前掲書、二九—三十頁

(8) 前掲書、四二頁。ここで佐喜眞は、「古琉球」という語は「固有琉球の意である」と断つてゐる。「史的に何年から何年までと云ふのではない。琉球は廃藩置県以来特に急激にその在りし昔の面目を改めつつある。私は此の変化の起らぬ以前の状態の琉球を古琉球と称する」(同頁)。現在では、時代区分概念で古琉球という場合、普通には、三山時代、第一尚氏王統、第二尚氏王統を経て一六〇九(慶長十四)年の薩摩の侵入までの時期をいう。この時期に琉球王国が形成され成立した。

(9) 前掲書、四六—四七頁。

(10) 前掲書、四九頁。

(11) 石原道博編訳『新訂 魏志倭人伝 他三篇』(岩波文庫、一九八五年)、四九頁。

(12) 現在の聞得大君に関する研究によれば「聞得大君は国王のオナリであることが要件とされたのでもなければ、王家一門の出自が絶対視されたのでもなかつた」という。知られてゐる聞得大君十五人中、国王と聞得大君が、オナリ(兄弟からみた姉妹)——エケリ(姉妹からみた兄弟)の関係にあつた事例は三例にすぎず、また、十三人は既婚者であつた、という。平識令治「神女——神と仮の間」沖縄心理学会編『沖縄の人と心』(九州大学出版会、一九九四年)所収、二二四頁以下参照。左表も同書二二七頁より引用。

聞得大君と同職在任中の国王との統柄

聞得大君	国王との統柄	統柄の内容	備考
初代	オナリ	尚真王の妹	未婚?
一〇代	〃	尚穆王の妹	蔡氏へ婚出

大正期の或る青年法曹の足跡

大正期の或る青年法曹の足跡

同志社法学 五二卷六号

二七四 (二二一〇)

二一代	二代	三代	四代	五代	六代	妻	ク	イトコ	尚穆王の妹	向氏へ婚出
								尚元大のイトコ	尚元王妃	
								尚永大のマタイトコ	向氏へ婚出	
								尚豊大のイトコ	馬氏へ婚出	
								尚質大のイトコ		
								尚貞王の妃		
								尚益王の母		
								尚敬王の母		
								尚穆王の母		
								尚穆王世子の妃		
								尚貞王の父尚質王のイトコ		
								尚温王および尚灝王の父尚哲の妹		
								尚育王の父尚灝王の兄尚温王の妃		
								尚泰王の父尚育王の妹		
								尚成王の父尚温王のオバ		
								尚泰王の父尚育王のオバ		
七代	父方祖母	父方オバ	嫁	母						
六代										
五代										
四代										
三代										
二代										
一一代										

佐喜真、前掲書、五八頁。

前掲書、八四頁。

前掲書、一二三頁。

(16) 前掲書、一六四頁。なお、ダーウィンやスペンサーの進化論と社会科学との関連について、清水征樹「社会科学の成立と

発展——ダーウィンからマルクスまで（素描）——恒藤武二編『ヨーロッパ思想史——社会的思想を中心』（法律

文化社、一九八七年）所収、一六六頁以下参照。

#### 四

前節で紹介した佐喜眞の研究に対して、女性史研究で一時代を築いたといわれる高群逸枝は、日本の母系制に関する過去の業績として、渡辺義道の『日本母系制時代の研究』（昭和七年）と並べて、彼の書を探り上げている。「女人政治考は、直接母系制度を研究したものではないが、それに触れている書として記憶さるべき好著である<sup>(1)</sup>。そのなかで高群は、「上古の日本に女治（母系、母権と関連して）の存在したことを、最も早く史実に據つて立証した著である」という考古学者高橋健自の佐喜眞の仕事に対する評価を紹介している。また、井上光貞も佐喜眞の業績を探り上げ、「一般に琉球には古代日本の古い習俗が多く残っているから、卑弥呼と聞え大君は同じ性質の女王と考えてよいであろう」と述べる。あるいは、藤間生大の『埋もれた金印』、さらには洞富雄の『日本母権制社会の成立「新版」』のなかでも佐喜眞の成果を基礎に、さらにその論証を発展させようとする試みがなされている。<sup>(2)</sup>

ところで、友人の少なかつたと思われる佐喜眞にとつて、おそらく数少ない親友の一人瀧川政次郎がこう語つている。

「佐喜眞君が、本書を書くためにバハオーフェン Bafochen のムッターレヒト Mutterrecht を熟読したこと」<sup>(3)</sup>とは非常なものであつて、君は殆ど毎日焼けない前の帝大図書館に通つて之を借出したから同館の図書出納係は、佐喜眞君の長い顔さへ見れば黙つてバハオーフェンを差出すやうになつた。本書の第一稿は私の外には、東大の中田薰博士が之を見られた。博士は之を推奨して、其の琉球に関する史料だけを書抜いて、之を法学協会雑誌に発表

せん事を勧告せられたが、佐喜眞君は地方の一土俗通信員となるは我が本意に非ずとして、断然この勧告を斥け更に本書の題目に就いて深い研究を積んだのである<sup>(4)</sup>。

こうした佐喜眞の研究に決定的とも思われる影響を与えた穂積陳重の経歴をここで簡単に振り返ってみたい。

穂積陳重は、一八五五（安政二）年、宇和島藩校国学教授穂積重樹の次男として生まれた。一八六二（文久二）年、藩校明倫館に入つて、八年間漢文の修業をする。一八七十（明治三）年、「貢進生」として上京し、翌七一（明治四）年正月、大学南校に入学。そこで法学を学ぶことになるが、彼は、南校の後身である「開成学校法律の第一年科を了つた計りの書生」の頃、彼の処女作ともいいうべき「泰西讒謗律の解」と題する論稿を一八七六（明治九）年二月に発表している。穂積は半世紀の後、「今から顧ると乳臭書生の未熟なる論文で、冷汗が出る計りである」とそれを回顧しているが、しかし、この論稿は論旨明快、自由民権論者を彷彿とさせるような次の前提から書き出されている。「權の義たるや、至大至重にして、人生須臾も離る可からざるものなり。之を失ふときは、乃ち天賦の幸福を保有するを得ず。彼の文明諸国の法律を設くるの意、全く其国民の身体、自由、財産の三権を保護するに出でず。而して、其権利を保護せんと欲せば、先ず其国民の性情品位を保庇し、榮譽名声を毀傷せしめざるを要す。……政府国民の身体、自由、財産の三権を保護せんとせば、讒謗律の設無かる可からざるや明けし」<sup>(5)</sup>。同年五月、「第一回文部省留学生」として内命を受け、イギリスへ派遣される。同年十月からロンドン大学キングス・カレッジに入学。翌月、ミドル・テンプル（中央法院）入学。三年後の一八七九（明治十二）年一月、そこを卒業し、Barrister at Law の資格を得、六月に弁護士登録を行つてゐる。このイギリス留学中に、彼は進化論と接すことになる。後に、穂積の後を受

けて帝国学士院院長となる化学者櫻井錠二も、この第一回留学生組で穂積と一緒にイギリスに留学しているが、その櫻井が追悼録のなかで当時を回想している。

「其の時の英國は丁度ビクトリア女皇の御大の後半期で、明治九年は西暦一八七六年に当りますが、英吉利の文  
化が絶頂点に達して居つたと言つても宜い時期でありますて、……殊にダーウィンの進化論、スペンサーの社会  
學原理が出て間もないことで非常な評判であります。私等も此の両書を愛読した者でありますが、殊に穂積君  
は熱心に読んで居られた。それは明治十年頃でありますが、其の頃から穂積君は法律進化論と云ふことを考へら  
れ、進化と云ふことは自然界の現象である、法律は人事に関するものであるが、人間も矢張り自然界の一部分を  
成して居るものである。どうしても法律と云ふことに付ても矢張り進化と云ふやうな変化がなければならぬと云  
ふやうな所に気が付いたのでありますて、さうして此の法律進化に関する調査研究を以て自分の生涯の事業にし  
たいと云ふことを私共に話されたのであります。私も大変其の挙を賛成して色々の材料を供給したこともあります  
す。唯人事に関する法律などと云ふものは、之に関する材料を蒐集整理することもなかなか困難であるが、自然  
界の現象と違ひ要領を得ない材料を集めて、さうしてそれから要領を得るやうな結論を出すと云ふことは非常な  
困難でなければならぬ。是は穂積君自身も能く承知して居つたことでありますし、又私共からも始終さう云ふこ  
とを言って居つた訳でありますが、穂積君は非常な熱心で始終此の方面の材料の蒐集と云ふことには心掛けて居  
られた。それから後に独逸の方へ転学せられたのですが、独逸へ行つても矢張り始終其の方面的材料の蒐集に熱  
中されて居つたのであります」。<sup>(6)</sup>

實際、穂積はミドル・テンプルを卒業した年の五月に「独逸国へ転國ノ願書」を文部大輔田中不二麿宛に提出している。彼はその願書のなかで転國の理由をいくつか列挙している。ドイツはヨーロッパにおいて「最モ比較法理ニ精シキ」国であり、またイギリスと比べ、ドイツは帝国を形成して間もない時代である故、「英國ハ當時法律靜止ノ時ナリ、獨國ハ當時法律改進ノ秋ナリ」というのである。翌一八八〇（明治十三）年「転國許可書」が届くと、すぐさま彼は残る留学期間をベルリン大学で過ごすことになる。<sup>(7)</sup>

ベルリン大学では「幅広い法理学と民法、そして立法論が彼の関心の焦点となっていた」<sup>(8)</sup>といわれる。こうして彼は、かつて親しんだ儒学国学から脱皮して、「法系別比較方法」、種々の法族の興亡、法の歴史の発展段階を考えるようになる。この新たな歴史観に基づく「法律進化論」を「生涯の事業」「衷心からの研究」とする計画を抱きながら彼は一八八一（明治十四）年六月、英独五年間の留学を終え帰国した。

帰国した年の九月、「明法志林」に「法理沿革史」<sup>(9)</sup>を発表。さらに同年の十月から翌年一月まで「婚姻法論綱」<sup>(10)</sup>を連載する。そのなかで彼は、「婚姻者の数」「婚姻の方法」の觀点から婚姻の進化を説き、(一)酋族共同婚・掠奪婚の時代、(二)数夫一婦婚・売買婚の時代、(三)一夫数婦婚・贈与婚の時代、(四)一夫一婦婚・共諾婚の時代、といった発展図式を示す。婚姻進化の最高点を占めるのは、いうまでもなく最終段階の「一夫一婦婚・共諾婚」で、「方今歐米文明諸國中行はるる所の制度」である、という。そのように展開される婚姻沿革史が「彼ののちのちまでの方法と態度を明確に示す」と言われている。それから数年後の「離婚法比較論」<sup>(12)</sup>のなかで、彼は離婚法進化の順序を次のように説いている。(一)自由離婚の時代、(二)離婚禁止の時代、(三)制限離婚の時代、(四)自由離婚の時代。つまり、離婚法は「自由離

婚法に始まり自由離婚法に終る」のではあるが、第一の自由離婚法時代は、男子にのみ自由離婚権が認められていた時代である。というのも、掠奪婚・売買婚・贈与婚といった「結婚の時に意志を行ふを得る者は、離婚に当りても亦其意志を行ふを得」るからである。しかし、「高等文化国に行はるる離婚法は婦女の独立自制を認許し、婚姻を契約若くは契約に基きたる身分と看做すに因る。共諾により結びたる者は亦た共諾により之を解くを得べし」。つまり、離婚法進化の最高段階たる自由離婚の時代は、配偶者双方にとっての「平等の自由離別権」が保障された時代である。穂積によれば、当時の日本は「婚姻は未だ贈与婚の時代に在りて、將に共諾婚に移らんとする時なり、離婚法は未だ第一世の自由離婚の時代を脱する能はず」といった段階にあった。「相続法三変」<sup>(13)</sup>では、相続権の根拠に関して中世以来、各々の法理学者が、遺志説、先占説、遺伝説、公益説、といった説を展開してきたが、それらはいずれも「純然たる理論」によって説いたものであり「社会の実績に徴して」論究したものではない。「故に、余は此の如き抽象的の理論に依らず、専ら人類学上社会学上の事実に照らし、相続法は古来三回の大変遷を経過したものなるを説き、且つ其基礎も社会の進化に伴うて変遷した」ことを論じる。第一期太古祭祀相続の時代、第二期中古身分相続の時代、第三期近世財産相続の時代。第一期の「宗教督制」においては「祖先祭祀を掌る者の順序」を定めることが問題なのであって、「遺産は祭祀の資に充つべきもの」なのであった。第二期すなわち「兵事督制」の時期に入ると、家族制度が強固になり「一家は一小國なり。家長は家族家産を支配すべき一小君主なり。家長は死亡するも、一家なる無形人は永く死せず」という。そこでは家産は家長たる身分に従属するのであり、相続人は前家長の身分を相続し前家長の職務を継承する、と語られる。「経済督制」の第三期に至つてはじめて、財産が「一家と分離するの端緒」

がひらかれた、という。そして、日本の現状については、「我邦の如きは、現今族制頽壞の時代にあるを以て、相続法の如きも、將に身分相続より財産相続に移らんとするの変遷時期に居るものとはばざるを得ず」と捉えられている。

帰国直後から、多方面に論陣を張った穂積であるが<sup>(14)</sup>、そのなかのひとつのが核として、こうした家族制度に関する分野があった。そこに見られる特徴として次の点が考えられる。つまり、古今東西に散らばっている「要領を得ない」法的素材を蒐集して、それらを「沿革的方法」比較法学的な方法でもって、彼の構想する発展史のなかに整理して組み込み、そこから「要領を得る結論」を導き出す、といった手法である。そして、その進化の極には西欧式の個人主義的な「近代家族」モデルがあり、日本の現状はその理想的な法形態の一歩ないし数歩手前といった構成である<sup>(15)</sup>。

さらに、「家族法」以外の分野での彼の初期の論稿を追つてみると——。明治十五年に発表した「法律六主義」<sup>(16)</sup>において穂積は「古来より今日に至るまで法律主義の沿革」を、(一)聯結主義 (principle of bond)、(二)整序主義 (principle of order)、(三)統治主義、(四)保護主義、(五)福祉主義 (ベンサムのいう utility)、(六)自益主義 (イエーリングの唱道する所) というふうに掲示する。さらに一八八四年の「法学協会雑誌」には「法律五大族之説」<sup>(17)</sup>を發表する。そこでは「世界の法律を彙別して五種」となし、その法族の興亡が語られる。すなわち、(一)印度法族、(二)支那法族、(三)回々法族、(四)英國法族、(五)羅馬法族、が彼の考える五大法族である。彼は生物進化の法則を、これらの法族間においてはめ、優れた法族が適者として生存し法の進化をもたらす、と捉える。明治十八年の「萬法歸一論」<sup>(18)</sup>で述べる。「法律既に須臾も進化の大則を離るる能はずんば、五大法族の間亦た自然の淘汰行はれ、其中必ず生存するの法族あり、亡滅するの法族あらん」。そのなかで第一に亡滅すべきは支那法族であり、第二に印度法族、その次

に回々法族、という。そして「英國に於て他日編典の挙あるに至らば、必ず『ローマ』法族に帰すべきの予言を為すも、敢て無稽の言にあらざるが如し」。もとより法律は、各々の国の風土、民情に基づいて異なつてゐるが、しかし、地球規模の交通が盛んになれば、おのずと自然淘汰が行わざるをえない。それ故、劣法國は進取改良し、優法國の「長を探り、己の短を補」わねばならない。そして、法の進化したヨーロッパに模範を求めようとすれば「必ず『ローマ』法族たらざるを得ず」というのである。穂積によれば、日本も元來支那法族に属する国であったが「近世に至りて、全く支那法族を脱して『ローマ』法族に転籍した、という。こうした穂積の主張に対し、問題にすべきは「陳重のこの認識の当否よりは、むしろ陳重のもつ危機感」、換言すれば、世界における法の進化のなかで日本の位置は奈辺にあるのか、といった彼の危機の感覺である、と松尾敬一は語る。「優者の立場から優勝劣敗がいわれたのではない。劣者の位置にあることの自覚の上に、いかにして劣敗を免るかが考察されるのである」。<sup>(19)</sup>

また、「法律学は現時既に一大革命の時期に達したり」で始まる明治二十二年に発表した「法律学の革命」<sup>(20)</sup>では次のように述べている。「法律学は社会学の一部なり。社会学は生物学の一部なり。一切の生物既に進化の大則に依りて支配せらる。人類の群居団結せる社会、何ぞ独り之を離ることを得んや。社会の事物悉く生存競争自然淘汰の元律に據る、法律何ぞ独り之に據らざることを得んや」。「将来の法律学は進化主義の法律学なり、自然法主義の法律学は最早臨終に程近く、第十九世紀の過去帳に其謐號を留むべきものなり」。「然らば吾人法律家は、法律の原理を究むるに當り、自然法の空想に基かず、正理主義の独断教に依らず、古今東西の法律の事実を蒐集彙類し、其事実に貫通すべき普通現象を見出すを以て其本務と為さざるべからざるなり。畢竟法律学研究の方法は、他の自然科学の研究法

と其準繩を異にすべきものにあらず。物理学や生物学等の自然科学と比べて、社会現象のなかにその「原理を看出す」とははなはだ困難である。にもかかわらず、穂積は「其中必ず不動一定の理法」＝ベーコンの所謂「法の法」が存在する、という。「古心理学者流の独断主義」でもなく、まだ歴史法学派をも経て、「進化主義の法律学」を標榜する穂積にとって、「故に将来の法学者は觀察、経験及び論理を以て斯『法の法』を看出すを以て其使命と為されぬべからざるなり」。<sup>(21)</sup>

穂積は、いふした比較法学的ないし進化論的法思想を『法典論』『隱居論』あるいは『祖先祭祀と日本法律』ぐと結実させていた。また、そこから得た日本法の現状認識を踏まえ、立法事業にも深く関わっていく。

『法律進化論』の出版に至るまでの穂積陳重の著書の一覧は次の通りである。

- ① 法典論（明治二二一年）
- ② 隱居論（明治二四年）、第一版（大正四年）
- ③ Ancestor-Worship and Japanese Law.（明治二四年）。大正六年に穂積嚴夫訳『祖先祭祀と日本法律』
- ④ 五人組制度（明治二五年）
- ⑤ 仏蘭西民法の将来（明治二十八年、仏蘭西民法百年記念講演集別刷）
- ⑥ Lectures on the New Japanese Civil Code as Material for the Study of Comparative Jurisprudence.（大正元年）
- ⑦ 由井正雪事件と徳川幕府の養子法（大正二年、帝国学士院第一部論文集邦文第一号）
- ⑧ 法窓夜話（大正五年）

⑨ 「タブー」と法律（大正六年、土方教授在職二十五年記念私法論集別刷）

⑩ 謹に関する疑（大正八年、帝国学士院第一部論文集邦文第二号）

⑪ 五人組制度論（大正十年）

⑫ 五人組法規集（大正十年）

『遺文集』全四冊にあらわれた種々の論文、また右にみた著書を出版しながら、彼は、イギリス、ドイツへの留学以来その死の直前まで、およそ五十年にわたって「法律進化論」の構想を練っていたのであった。その『法律進化論』第一巻自序の冒頭でこう述べる。

「法律進化論は法を時観する。法現象には静状と動状とが有つて、其静状の原理を究むるものは法律靜学であり、其動勢の原理を究むるものは法律動学である。法律進化論は法律動学に属し、法を縦的に觀察し、之を一時的現象とせずして継続的現象とするものである。他語を以て之を言へば、一定の時期に於ける法は、其瞬時に作られたるものに非ずして、過去数世紀間に於ける社会的勢力の積聚して成れるものなりとして之を取扱ふものである。著者は若年の頃より此研究法に興味を有し、是が学修を生涯事業と為さんとせしも、研究の困難と資性の不敏と相待つて容易に其効果を收むること能はず、論資の蒐集と断案の構成とに往々幾多の歳月を経過し、頽齡既に近づくも稿案尚未だ成らざるの有様であった。<sup>(22)</sup>」

しかし、「今や齡既に古稀に達し」た穂積は、生前には「全部六巻の計画中、僅に第一部の上巻二冊」を公刊することができただけであり、「法律進化論第三冊の筆を執りつつ倒れた」のであった。<sup>(23)</sup>とはいっても、先にも触れたよ

うに、それまでの百点にも近い（あるいはそれを超えるかもしない）個別論文や、また『法典論』にはじまる彼の十数点の著書も、結局は彼の構想する法律進化論と無縁なはずはない。「完成的法律進化論は中々出なかつたが、断片的法律進化論は段々と出て居たんです」と重遠は語つて<sup>(24)</sup>いる。

彼の法律進化論は、いうところの「法律動学」すなわち法現象の時間的観察によつて、換言すれば、法の比較的、歴史的観察方法を用いながら、「法律の発生、發展の理法を明かにする」ものである。それは一部に分けられるが、その構成は次の通りである。

### 第一部 法原論（「法現象発生の状態を論究するを目的」とする）

上巻 原形論（「法律は如何なる形態を以て発生するものであるか」を論じる）

中巻 原質論（「如何なる種類の統制力（規範）が法律の元質と為るか」を論じる）

下巻 原力論（「法律なる統制力は如何にして発生するものであるか」「如何なる種類の社会力が如何にして法律と為るか」を論じる）

### 第二部 法勢論（「法現象変遷の理法を論究するを目的」とする）

上巻 発達論（「法の内因的進化即ち人種、民性、地勢、政体、宗教、徳教、世論等の如き其法境中に自發内在する原因に基く法の進化」を論じる）

中巻 繼受論（「法の外因的進化即ち外民との接触に起因する外法の模倣、採択、及外国学説の立法、裁判等に及ぼす影響」を論じる）

下巻 統一論（「法の世界的進化即ち法は文化の上進に随つて常に世界化せらるる傾向を有し、各国民は竟に自己特有法と世界共通法とに依つて支配せらるるに至ること」を論じる）<sup>(25)</sup>

聞き慣れない「法原」「法勢」という表現を、「水源」「水勢」と考えれば分かり易いだろう、と重遠が説明している。つまり、法律という河を想定して、その水源に遡って、泉なり湖水なりを突き止めようというのが「法原論」であり、その種々の水源から出た水が、あるいは合流し、あるいは分岐し、ついには大河となつて海に流れ込むまでの経路を研究するのが「法勢論」、というのである。<sup>(26)</sup>

穂積は、この二部六巻からなる法律進化論を各巻二冊ずつ、計十二冊で刊行する予定でいた。しかし、彼が生前刊行することができたのは、第一部上巻の二冊のみで、それが原形論の前篇、後篇である。右の括弧内の引用は、第一部については、第一冊総論に出てくる。が、第二部上巻以下は、彼の死後、重遠が、昭和二年に「父穂積陳重が没してから十箇月、今ここに法律進化論の第三冊を其遺著として出版する」ことになつた原質論前篇の緒言からのものである。

彼は、原形論において、無形法から成形法への法の進化を論じ、また法の認識、法の知識に関する進化を明らかにする。すなわち、「法の知識の絶対に不可能である潜勢法時代の第一期より民衆に法の知識を禁ずる秘密法時代の第二期に移り、次に国家機関には知識を命ずるも、民衆には知識を許す颁布法時代の第三期に進み、最後に民衆に知識を要求する公布法時代の第四期に達する」<sup>(27)</sup>までの法の公知の進化を追い、また法の文体の進化が論じられる。法の公知手段とその文体、認識可能性の問題が、密接な関連をもつてゐるのは当然である。「法規の成形は、民衆が法なる

社会力を認識する媒介である。故に法律の文章用語の変遷は、一国の人民の法的・社会力自覚の『メートル』とも謂ふべきものであつて、法文の難易は国民文化の程級を標示するものである。難解の法文は專制の表徴である。平易なる法文は民権の保障である<sup>(28)</sup>。

つまり、法律用語は、社会の進歩とともに、「難解より平易に」進化する。彼は「法の文体」の章の末尾を、「言葉は一人の精神を他人に伝へるに最も有効なる媒介ではあるが、之と同時に、屢々此精神交通を妨げ又は制限することがある」というサヴィニーの言葉を引用し、こう結んでいる。「若し立法者にして、故意に、若くは不注意に、廣く民衆に通すべき平易なる文章用語を棄てて、狭き知識階級のみの理解し得べきものを選ぶ者があるならば、其人は過去に生きるべき人であつたと云はねばならぬ」。<sup>(29)</sup>

- (1) 高群逸枝「母系制の研究 大日本女性史第一巻(改訂三版)」(恒星社厚生閣、一九四八年)、十一頁。
- (2) 井上光貞「日本の歴史① 神話から歴史へ」(中央公論社、一九七三年)、二〇六—二〇七頁。
- (3) 藤間生大「埋もれた金印——女王卑弥呼と日本の黎明——」(岩波新書、一九五〇年)、一〇二頁以下、一八二頁以下参照。
- (4) 洞富雄「訂正増補 日本母権制社会の成立」「家族・婚姻」研究文献選集戦後篇<sup>(19)</sup>(クレス出版、一九九一年)——洞富雄「日本母権制社会の成立[新版]」(早大生協出版部、一九五九年)の復刻版である——、特に「女治」「男女二重主権」にかんして、一一九頁以下参照。なお、高良倉吉「沖縄歴史への視点」(沖縄タイムス社、一九八一年)、一四六頁以下参照。
- (5) 穂積陳重「泰西讒謗律の解」『穂積陳重遺文集 第一冊』(岩波書店、一九三三年)、七五一七六頁。なお、穂積重行「明治一法学者の出発」(岩波書店、一九八八年)、九〇頁以下参照。
- (6) 櫻井錠二「故穂積男爵の思出」(『学士会月報』四五八号、穂積男爵追悼号、一九二六年)、二〇一一二頁。

(7) 穂積重行、前掲『明治一法学者の出発』、一二三頁以下参照。

(8) 穂積重行「明治十年代におけるドイツ法学の受容」家永三郎編『明治国家の法と思想』（お茶の水書房、一九六六年）所収、五五七頁。

(9) 穂積陳重「法理沿革史」『穂積陳重遺文集 第一冊』、八九頁以下。

(10) 穂積陳重「婚姻法論綱」『穂積陳重遺文集 第一冊』、九六頁以下。

(11) 福島正夫「兄弟穂積博士と家族制度」（『法学協会雑誌』九六卷九号）、九頁。

(12) 穂積陳重「離婚法比較論」『穂積陳重遺文集 第一冊』、三八九頁以下。

(13) 穂積陳重「相続法三変」『穂積陳重遺文集 第二冊』（岩波書店、一九三二年）、九頁以下。

(14) 穂積重行は、明治十四年から三六年にかけて書かれた陳重の論文数の一覧表を作成しコメントを付している。穂積重行、前掲『明治一法学者の出発』、三〇八頁以下参照。

(15) 長尾龍一は、ここで紹介した婚姻、離婚、相続などの他、婦人の生命や法主体性、持参財産、あるいは養子、老人の待遇などを対象にした穂積の考える発展史の序列を表にしている。そこから長尾はこう評している。「彼（＝穂積）の法発展図式は、部分においては多分に眉づば的要素を含んでいるが、概しては、原始的段階は腕力本位の無規範的段階で、中間段階は江戸期の日本がモデルとなり、最終段階は西洋型個人主義という構成になっている。従って全体としては『身分より契約へ』というメイン的図式が支配している」。長尾龍一「穂積陳重の法進化論」同『日本法思想史研究』（創文社、一九八一年）所収、六二一六三頁参照。

(16) 穂積陳重「法律六主義」『穂積陳重遺文集 第一冊』、二三二頁以下。

(17) 穂積陳重「法律五大族之説」『穂積陳重遺文集 第一冊』、二九二頁以下。

(18) 穂積陳重「萬法帰一論」『穂積陳重遺文集 第一冊』、三五九頁以下。

(19) 松尾敬一「穂積陳重の法理学」（『神戸法学雑誌』十七卷三号）、四頁。

(20) 穂積陳重「法律学の革命」『穂積陳重遺文集 第二冊』、八三頁以下。

- (21) この「法律学の革命」において表明された基本思想が後の『法律進化論』にも受け継がれている点につき、碧海純一「経験主義の法思想」野田良之・碧海純一編『近代日本法思想史』(有斐閣、一九七九年)所収、三九二頁以下参照。そこではまた、「メインの法普遍史的方法をみずから攝取し、自家葉籠中のものと化した当時のわが国の学者としては、ひとり穂積陳重の名を挙げうるにとどまる」と語られている。
- (22) 穂積陳重『法律進化論 第一冊』(岩波書店、一九二四年)、一一二頁。
- (23) 穂積重遠の「序」による。穂積陳重『法律進化論 第三冊』(岩波書店、一九二七年)、五頁参照。
- (24) 穂積重遠『父を語る』(自家版、一九二九年)、十頁。
- (25) この「法律進化論」の概要を手際よく紹介したものとして、山主政幸「法社会学思想史——日本」高梨公之編『私法の法社会学』(法律文化社、一九六一年)所収、五七頁以下、松尾敬一、前掲「穂積陳重の法理学」、一二三頁以下、石村善助「法社会学草創の頃」潮見俊隆・渡辺洋三編『法社会学の現代的課題』(岩波書店、一九七一年)所収、三七頁以下、利谷信義「戦前の『法社会学』」川島武宜編集『法社会学講座 二 法社会学の現状』(岩波書店、一九七二年)所収、一九三頁以下、等がある。
- (26) 穂積重遠「著者としての穂積陳重」(『改造』九卷一・二号)七三頁。
- (27) 穂積陳重『法律進化論 第二冊』(岩波書店、一九二四年)、七二頁。
- (28) 前掲書、三〇〇頁。
- (29) 前掲書、四二七頁。

## 五

佐喜眞興英は、一九一六年九月に東京帝国大学法科大学に入学した。独法科であった。おそらく彼の学籍番号であるうか、「カ 10881」と番号の付された佐喜眞興英の成績票のコピーが手元にある。「佐喜眞興英 沖縄

県平出身高等学校一独科入学初年九月年齢二二、一一とある。年齢欄の手書き数字は、佐喜眞が明治二十六年十一月二十四日生まれなので、入学時に二十二歳十一ヶ月、という意味であろうか。<sup>(1)</sup>選択科目の欄には「羅馬法」とスタンプで押してある。入学年の欄にはスタンプで「五」と押されている。大正五年入学の意味であろう。退学の欄に「拾年四月」とある。退学という欄に記入されていることが少々ややこしいが、しかしこのカードには卒業年を書き込む欄がない。佐喜眞興英が大正十年四月に東京帝国大学法学部法律学科を卒業していることは東大庶務部学務課からの回答でも当然のことながら確認されている。成績の欄には一回目の箇所に手書きで「七四、〇」とあり、その横にスタンプで「六、六」と押されている。二回目の欄にはスタンプで「不受験」とあり、その横にはやはりスタンプで「七、六」とある。大正六年六月に実施された定期試験の成績の平均が七四、〇点、大正七年六月に実施された定期試験は受験しなかつた、ということを意味するのだろう。というのも『東京大学百年史 部局史二』でその時代の法学部を追ってみると、大正六年六月に、また大正七年六月に学年試験が行われている。さらにその次の欄には、手書きで、「休学七、九、」とある。おそらく大正七年九月から休学したのであろうか。ただし復学した年月は記されていない。それはまた、大正七年と大正九年に休学とも読めそうだが、しかし、彼は大正九年六月に実施された試験を受験していると考えられるので、やはり九という漢数字は九月の意味であろう。そのカードの裏面と思われる一面には、「マ 10881」という番号と並んで「10802」という数字も押されている。そこには、大正八年二月に最終決定した「法学部学科課程」第九条に規定された順で、開講されていた科目名が並んでいる。が、一年次に受講する科目で、第一学期（秋学期）対象科目はすべて、第二学期（春学期）対象の科目は民法第一部、民訴第一部を除くす

べての成績を付す欄が空欄のままである。それは、大正七年五月に、それまでの点数制から優良可不可という段階制に変更になったことと関係していると思われる。そして、一年次で修得すべき科目の平均点が先の一回目の欄の数字であり、二回目の受験以降は、この表にある段階評価となつた。それぞれの科目の評価の上に「九、六」また「一〇、四」とある。大正九年六月、大正十年四月にそれぞれの科目を受験した、という意味だろう。

佐喜眞が『南島説話』のなかで「諸民学に興味を持ち出した大正七年以前、説話に関して有する私の知識の泉は祖母と父であった。が、それ以後は此の泉が急に増して來た。一時は狂気じみた程夢中になつて之を求めた」と語つていたことは先にも触れた。また、その頃、『民族と歴史』に種々の論文を発表していたことや研究ノートを書き貯めていたこと等を勘案すると、この大正七年前後に、佐喜眞のこれまでの郷土研究の在り方に方法論的な自覚がなされ、思想の深化が図られたであろう。と同時に、それに比例して、大学の講義室へは足が向かなくなつていった、と考えられる。

ところで、その成績票に掲げられている科目名の一覧を示すと――。

憲法、民法第一部、刑法、独法第一部、経済学総論\*

民法第二部、民訴第一部、獨法第一部、国公第一部、羅馬法\*

民法第三部、商法第一部、民訴第二部、獨法第三部、行政第一部、国公第二部\*

民法第四部、商法第二部、刑事訴訟法、獨法第四部、行政第二部、国際私法\*

法制史、民法第五部、海法、  
法理学\*、西洋法制史、経済政策\*

(科目名の横に「\*」印が付いているのは選択科目で、他は必修科目)

開講されている選択科目が少ないので意外であるが、佐喜眞はそのなかで、大正九年、十年に、国公第二部、民法第五部、海法、西洋法制史を受験している。

穂積重遠は大正八年九月まで法理学を担当しているが、以後その科目は寛克彦が受け持っている。大正六年入学の妻栄が述べている。「当時、民法は、鳩山（秀夫）、石坂（音四郎）、末弘（巖太郎）の三先生の『持ち上がり』講義でしたが、私どもは鳩山先生の担当でした。その翌年、大正七年に入学した人たちが穂積重遠先生の民法の講義を受けました。……穂積先生はそれまで法理学を講義し、民法は講義しておられなかつた。しかし前の年に石坂音四郎先生が急に亡くなられたので、石坂先生が担当されるはずのクラスを穂積先生が担当されたのです<sup>(3)</sup>。それから推測すると、大正五年入学の佐喜眞の一年次の民法第一部の担任は末弘巖太郎ということになる（その科目をおそらく佐喜眞は大正六年六月に受験した）。しかし、彼は民法第二部、第三部を大正九年六月、民法第四部、第五部を大正十年四月に受験している。末弘は大正七年二月から大正九年七月までスイス、フランス、イタリア、アメリカに留学しているが（——その間に佐喜眞も休学している）、そのような場合「持ち上がり」講義がどうなるのかはつきりしない。民法第五部は親族・相続篇であるが、佐喜眞が穂積重遠のクラスに参加した可能性はあるだろう。

末弘巖太郎の「法学通論」を佐喜眞は一高で受講したと思われる。一高時代、佐喜眞興英はやはり独法科にいたが、大正七年帝大入学の平野義太郎が末弘についてこう述懐している。平野は「その頃、一高三学年の学生で末弘先生からガーライスの独文、『法学通論』（『エンチクロペディ・デス・レビツ』（博士は後年までよい通論だといつて））を講読していただいていたのであるが外国法を知るために外国語にはとくべつの関心を寄せていたようだ。……「末

弘先生は」大正七年一月十九日横浜解纜の春洋丸で渡米の途についた。そのため、一高の『法学通論』は穗積重遠先生がこれをひきつぎされたのである<sup>(4)</sup>。大正八年帝大入学の瀧川政次郎も一高時代の「法学通論」は穗積重遠であつたと回想している。しかし、佐喜眞の高校在学時には穗積は留学中であった。

佐喜眞の大学入学の年、大正五年一月に穗積重遠はドイツ、フランス、イギリス、アメリカと五年にわたる留学から帰つており、同年九月、つまり佐喜眞の入学時に、穗積は教授となつた。穗積重遠は「大学生活四十年」で述べている。

「本格的に講義をしたのは帰朝後の大正五年度からで、当初は法理学と親族法・相続法とをやつた。そのための講義案として書いたのが『法律学大綱』『親族法大意』、『相続法大意』である。法理学は『めくらへび』で始めては見たが、やればやる程むつかしくなつて、到底人に教へる自信が附かぬ故、やがて御免蒙り、民法専門になつた。そして民法全部三年がかりの持上り講義をすることになつたが、その第一回の学生は大正十年卒業の組で中川善之助教授、平野義太郎君などの級であり、其組の諸君を失礼ながら僕の民法の一番弟子と呼ぶ光栄を有する次第だ。なほ僕は當時一高へ『法学通論』を教へに行つて居たので、平野君などは四年越しの関係だった<sup>(5)</sup>。平野は、高等学校時代には

重遠の「法学通論」を、大学時代には彼の「民法」を受講したのだろう。

刑法は一年次配当の必修科目である。佐喜眞の頃は牧野英一の担当であった。その牧野が「ローマ法によってローマ法の上に」というイエーリングの標語との出会い、穂積陳重から受けた教えについて振り返っている。少々長いが引用すると――。

「帝国大学の門に入るや、まず、特に大きな刺激を受けたのは、『ローマ法に依つてローマ法の上に』という語であった。これは、戸水先生のローマ法の講義において教えられたものであった。法律に対する理解というものが果してかようであるならば、法律学はまさに学問であるにちがいないと考えたのであった。ローマ法の講義の内容そのものは、ローマの法律の昔物語に過ぎなかつた。しかし、戸水先生は、イエーリングの語を引用することに因つて、そのローマ法からローマ法の上に出ることを示唆せられたのであった。かくして、わたくしは、その当時から『ローマ法の精神』に親しむことになった。わたくしは、『ローマ法の精神』を、今日でもなお、理解し得たとみずから称するつもりはない。しかし、やや誇張して、ということを許されるならば、今日といえどもなお、日して『ローマ法の精神』を手にしないことはないのである。……帝国大学の最後の学級においては、法理学として穂積（陳重）先生の講義を聴聞した。昔の学者のいろいろの学説を教えられた中に、イエーリングの語としての『目的は全法律の創造者なり』というのから、特別に目を覚まされたように思つた。穂積先生の廣い視野における比較法学は、法律の進化を論ずることに因つて、むしろ、『法律はなお言語の如し』を想わしめるものがあつたともせねばならぬ。しかし、穂積先生の哲学は、その『法律進化論』に展開せられているように、『法律の進化は社会力

の自覚史である」ということに帰着するのである。穂積先生は、法律の進化において事物が無意識に変遷を重ねることを説かれたのではない。そこには、『社会』が漸次にその『自覚』を重ね、進め、深める、ということを、意義として、価値として、認識せねばならぬとせられたことになるのである。かくして、わたくしは『法律における目的』を読みはじめることにしたのであった<sup>(6)</sup>。

さうに、牧野は、イエーリングのことを宮崎道三郎や前田孝階から「詳しきを知ることができた」とも述べている。後に牧野は、ドイツ留学中ベルリン大学のリストの許で研究することになる。リストは、新派刑法学の提唱者として著名だが、もともとはイエーリングの門下生であった。

ソルで法科大学の羅馬法講座を少し辿ってみると、明治二六年九月から一年間、宮崎道三郎が羅馬法を担任している。それを受け翌明治二七年から四二年まで戸水寛人が担任した。牧野は、明治三二年の入学なので、戸水から羅馬法を受講した。その後、明治四五年より大正十一年まで、この講座は春木一郎に受け継がれた。佐喜眞興英は選択科目として羅馬法を選んでいる（——それは一年次配当の選択科目であった）ので春木の講義を受講したことになる。

また、佐喜眞より十年余り後に卒業した川島武宜は、学生時代を述懐するなかで、「私に法律学研究の眼を開いてくれたのは、何と言つてもイエーリングの“Der Zweck im Recht”（法における目的）という本です」と語つてゐる。川島は、大学一年生の時、ドイツ法の試験で得た小寺賞の賞金での本を手に入れた。「牧野先生が教室での本のことを盛んに言つておられたので、名前を覚えており、記念に買うにはいいだろうと、うぐいの気持で買ったので

す<sup>(7)</sup>。

大学入学直後の佐喜眞の周辺では、イエーリングに関して、あるいは少なくとも彼の有名なそのモットーに関する、熱っぽく語っていたにちがいない。佐喜眞もまた、それまで蒐集し研究を積んでもいた琉球にかんする史料、説話、ことに宗教的習俗などを整序するひとつの規準としてイエーリングの思想に共鳴したのだろうか。彼は一年次の学年試験を受けると、しばらく大学の教室から遠ざかる。その間、第二節でも触れたように「靈の島々」や「琉球研究」ノートを書き続け、また、大正九（一九二〇）年四月、「琉球の祖先崇拜を論ず」を『琉球新報』に連載した。そこでは彼の考える古き因習から琉球が早く脱すること、その歴史的必要性、必然性が強調されていた。そして、その末尾には、当時彼が大学の講義で知り、またみずからその思想を追求したイエーリングの語を据えたのであった。「而して歴史的因習が根本的研究の必要を説くと共に常に此より一步を踏み出して達観敬服するイエーリングの有名なる諺に擬して次のことばを我が親しき人々に呈したい。（民族を通して而も民族の上に）」と。

その論稿もそうだが、佐喜眞が郷土の習俗・民俗を語る視点と、それらを整理し彼の描く世界史的な発展段階、進化論を展開する視点との間に落差を感じる。愛情を込めて蒐集した素材を歴史の展開・進歩といった「近代化」のかへ振り分ける時、彼は、突き放したような表現で郷土の現実を叙述するのである。「大正デモクラシー」が高揚する時期にあって学生佐喜眞に、政治的課題を直接のテーマとする論稿はみられない。しかし、彼の住んでいる東京で「普通選挙」が叫ばれていた時、彼の郷里においては、明治の末、一九一二年にはじめて参政権そのものが認められたのであり（——たとえそれが制限選挙であろうと）、宮古・八重山を含めた沖縄全域での参政権となると、一九二

○（大正九）年まで待たねばならなかつた。そのように選挙法ひとつとつても、近代化のテンポのズレは明らかである。それが郷土の現実であつた。「民俗学の宝庫」として語られることに喜びを見出し、また彼自身夢中になつて民俗説話等を蒐集する。が、その一方で彼は法曹エリートとして郷土の将来へ思いを馳せ、「劣者の位置にある」との自覚の上に、いかにして劣敗を免るるか」を冷徹に思考したのであろうか。そこに彼の禁欲が生まれ、その自覚に基づき、彼は「女人政治考」の完成に全精力を傾けていた。あるいは、穂積陳重がヨーロッパの法学を目の当たりにして、その経験が帰国後の彼の法学観に決定的影响を与え、「法律進化論」へと向かつていったようだ。

ちなみに、佐喜眞興英と同じ大正十年卒業組に木村亀二がいる。彼は当初法理学を専攻し、九州帝国大学教授時代も法理学講座を担当している。しかし、昭和二年の「九大事件」で博多を去り、牧野の研究室に入った。木村亀二が昭和三年に発表した、バハオーフェンに関する論文のなかで「最近に我が國に於ても東洋に於ける母権制に関する種々有力なる文献が発表せられつつある」として、中田薰や穂積重遠等と並べて、佐喜眞興英の『女人政治考』を挙げている。<sup>(8)</sup>

西洋法制史は中田薰の担当であった。中田が『女人政治考』の第一稿を読んでいることは先に紹介した。佐喜眞の友人瀧川政次郎がやはり法制史を専攻していること、中田と柳田國男が同期で一人とも一八九七（明治三十）年政治学科に入学、卒業後も共に大学院に入学しその交流は生涯続いていること。そうしたこと等を考え合わせると、穂積陳重を中心としたサークルのなかで、佐喜眞は中田の法制史を受講する以前から彼と面識があり、その教えを請うていたのかもしれない。<sup>(9)</sup> 実際、佐喜眞の「琉球研究」ノートの「第三 法制」の章では中田の論文からの引用・参照が

あるし、また、『女人政治考』でも『法学協会雑誌』に発表された中田の論文を多々引用し、自説を補強している<sup>(10)</sup>。その交流のなかから佐喜眞興英はみずから蒐集した習俗や地域慣習の比較法的意味合い、法史的位置付けを吟味していった。

内藤吉之助は大正八年七月の法学部政治学科の卒業である。<sup>(11)</sup> ということは、あるいは佐喜眞と同じ大正五年の入学かもしれない。彼は同年十月に助手に採用され中田薰に師事した。その内藤が大正十五年十一月発行の『民族』に「日本法制史の一収穫」という書評を載せており、対象は、瀧川政次郎著「法制史上より見たる日本農民の生活。律令時代、上」と穂積陳重著「実名敬避俗研究」である。前著については「生活がただちに法制史の対象となつたのは、恐らくこれを嚆矢としよう」、後著については「これは有らゆる意味で、興らんとする日本学のクラシックである」と始まる。<sup>(12)</sup> ところで、この『民族』の同じ号にはまた、松本信廣の便り「巴里より」（日付は七月二十七日）も掲載されている。

「大変御無沙汰してをりました。暑中の折柄御変り御座いませんか。佐喜眞興英氏の訃を『民族』紙上で知つて哀惜の念に堪えません。ことに小生は筆無精で渡欧以来一回も同氏に通信をしなかつただけに取返しがたい罪悪を犯した気が致します。大正十三年の冬モース氏に日本にも琉球の母権を研究してをる人がある旨を話したら同氏は非常に悦んでミクロネシアの制度と支那古代の制度との間に位する日本琉球の該習俗の研究が重要なことを説き、大いに慾懃せよといはれましたが、此モース氏の言をとうとう同氏に取次がぬ中にその訃に接する事になりました。今更ながら慚愧の念に堪えません」。<sup>(13)</sup>

同じ大正十五年五月発行の『民族』には、佐喜眞興英の「古琉球の女人政治」が掲載されているが、編者がその末尾に添え書きをしている。「佐喜眞興英君の遺著の中から、『女治論』の第五回目の原稿が、只これだけ見出された。同君は今一度全然新しい様式に由り、平易な説明方法を以て其の大著を書改めて見る氣であつたらしいが、業務と多病との為に、終に其目的を遂げることが出来なかつた。女治論の一著は青年の頃よりの志で、刻苦して書を読み之を自身の觀察と対比し、十余年の間に四回まで稿を新たにした。實に驚嘆すべき努力である<sup>(14)</sup>」。

重遠が穂積陳重の執筆態度について語つている。

「『推敲』と云ふ言葉が、父の仕事によく嵌まります。實際推したり敲いたりです。父は著述の内容について入念であったのみならず、其文章用語についても實に凝り性でした。随つて頗る遲筆で、一氣呵成に書き上げるなどと云ふ芸当は到底出来ず、所謂一字一句を苟しくもせぬ行き方でした。草稿を改めることは常に数回で、時には……数年を隔てて又書き直す次第、私などならとくに印刷所に廻してしまふ所を中々手離さず、どうでもよさそうな章句の末まで、ああでもないかうでもないとひねくつて居ます。一つ一つの用語についても、その字画用法及び出所の正確な所を突き止めないと安心しません。私は今『推敲』と云ふ語を無責任に使ひましたが、もしこれが父だったら、唐の賈島が『僧は敲く月下の門』にしやうかそれとも『僧は推す』にしやうかと詩作に苦心したと云ふ故事來歴を原書に当つて見なくては済まぬ所です。……何しろ国学の家に生まれて藩校で漢学を叩き込まれたのですから、仮名遣から用語文章までやかましかった筈です<sup>(15)</sup>」。

大学入学以来私淑する師のこうした態度に接すればこそ、佐喜眞も幾度も推敲を重ねた。また、穂積も「此の一箇

沖縄青年の學問」に期待を寄せればこそ、何度も稿を改めさせたのであった。穂積は、佐喜眞のその早すぎる死に接し「蹉嘆」し、遺稿集には「序」を寄せるつもりでいた。が、それもみずからの死によつて叶わぬ約束となつてしまつた。<sup>(16)</sup>

ところで、穂積重遠と東大セツルメントとの関係はよく知られている。それは彼の社会思想とも深く関わつてくる一面をもつであろうが、また、彼と「南島談話会」との関係にも興味を覚える。南島談話会とは、柳田國男によつて東京で初めて組織された南島研究会である。一九二二（大正十）年正月からの柳田の「海南小記」の旅については先にも少し触れたが、この旅は、柳田にあらためて南島研究の重要性を認識させた。しかし、この旅の直後から二年程、柳田は国際連盟の仕事でジュネーブとの間を往復する。<sup>(17)</sup> 彼は、こうした慌たださの中で、大正十一年四月二一日に「南島談話会」を立ち上げた。この一橋如水館で開催された第一回の南島談話会には、柳田の当日の日記によれば、折口信夫、金田一京助、服部四郎、新村出、白鳥庫吉、三浦新七など、多くの民俗学や言語学、歴史学などの研究者が参加している。<sup>(18)</sup> 佐喜眞は福岡地方裁判所詰から大正十一年三月、東京地方裁判所詰に移つており、当時は東京に居たであろう。事実、談話会発足の十日程前、四月十二日の柳田の日記には「佐喜眞興英訪来、フレエザーを貸したり又ネフスキイの本」と記されている。<sup>(20)</sup> しかし、談話会発足当日の柳田の日記に記された参加者名のなかに佐喜眞の名前を確認することはできない。他方、大正十三年一月十八日に開かれた第三回南島談話会の出席者のなかには、穂積重遠の名前がみられる。<sup>(21)</sup> 重遠が、どのようにしてその談話会の存在を知り、何故南島に関心を抱いたのか、今後追求してみたい。

佐喜眞が亡くなつて三ヶ月後の一九二五（大正十四）年九月に、柳田は、啓明会主催の琉球芸術品展覧会で「南島研究の現状」と題して講演を行つてゐる。

「自分は本日は南島談話会と称する小さい団体を代表して、最近までの南島研究の大略を申述べるのであるが、此会は主として所謂内地人、殊に都市居住者によつて組織せられて居るけれども、我々は一人として閑暇に苦しんで沖縄の学問に、参加を申込むやうな氣楽な人間では無かつたということである。」<sup>(22)</sup>

その中で柳田は、沖縄の「経世済民」の学としての南島研究を語り、また「学問上の未開拓地」としての沖縄を語つてゐる。そのためにも「島の平民の青年たちが、志を起して精確な学問をすること」の必要性を彼は強調する。

それは沖縄の研究者に多くの示唆を与え、彼らを励まし鼓舞するものであつたに違ひない。その文脈で彼は佐喜眞の業績について述べてゐる。

「最近我々の喪失した一会员、法学士佐喜眞興英君の如きは、確かにその一人であつた。彼が僅かな二つ三つの研究だけを世に遺して若くして死んでしまひ、折角の天分を空しくしたことは、殆ど我々をして慟哭せしめるものであるが、兎に角に斯ういふ人々の辛苦に由つて、南島古文化の研究は其端緒だけは開かれたのである。少なくとも方法と順序、前途の光明だけは既に見出されたのである。」<sup>(23)</sup>

(1) それは佐喜眞個人の年齢とも読めるし、また偶然かもしけないが、大正五年九月入学の「本年度入学者総数五九六名（法律学科三五〇、政治学科一四〇、経済学科五一、商業学科五四、内再入学一一）。平均年齢二歳一月」の数字とも一致する。『東京大学百年史 部局史二』（東大出版会、一九八六年）、一五六頁参照。

(2) ここで、佐喜眞の大学在学時に関連する事項を『東京大学百年史 部局史』から取り出してみる。

明治四十五年・大正元年（一九一一年）三月、昨年八月在職三〇年を機に辞意表明中の穂積陳重教授、四日付で退官、同日名誉教授の称号を授与される。

大正三年（一九一四年）六月、法科大学修業年限短縮に伴う学科課程、試験規定、試験細則および分科大学通則改正を評議会で決定。学科課程第二条、法科大学ニ於ケル修学期ハ三年トス。試験規程第三条、試験点数ハ各科目百点ヲ以テ満点トシ各科目五十点以上ニシテ平均点数六十点以上ヲ得タル者ヲ及第トス。【『東京大学百年史 資料』二三九七頁以下参照】大正五年（一九一六年）一月十三日、次年度における学部収容人員を法律・政治・経済学科合計五〇〇名とすることに決定。一月十七日、穂積重遠助教授、歐州留学より帰国。二十四日、次年度は学年短縮のため新・旧課程の卒業生がほとんど同時に卒業することになり、就職等に関して支障少なからざることに鑑み、学生の要望に基づき、翌年度の卒業期を三月とすることに決定。

六月八日、穂積重遠助教授、親族・相続篇を随意科目として二年連続の予定で講義することを可決。

七月十五日、入学試験（受験者六一五名の中から学力試験で四五〇名の入学を認め、次いで残りの者につき抽選で五〇名の入学を許可）。

九月一日、穂積重遠助教授、教授に昇任。民法及法理学講座を担任。

本年度入学者総数五九六名（法律学科三五〇、政治学科一四〇、経済学科五一、商業学科五四、内再入学一二）。平均年齢二二歳一月。本年度学生総数（専科を除く）一四三七名（法律学科一四二三名、内訳、英法四九三名、仏法一一名、独法八一九名。政治学科六四七名。経済学科二二〇名。商業学科一四七名）。平均年齢二四歳一一月。大学院学生八六名。大正六年（一九一七年）一月十一日、第二学期の授業開始。

四月二十一日、石坂音四郎教授死去。二十六日、石坂教授の死去に伴い、鳩山教授の民法第一講座兼担と末弘助教授の民法第四講座分担を決定。

六月四日、学年試験開始（二十日まで）。

大正期の或る青年法曹の足跡

十月二十五日、末弘助教授の留学内定（翌年二月出発、九年九月帰国）。

大正七年（一九一八年）一月十日、第二学期開始。

四月十七日、第三学期授業開始。

五月一日、学年始めを四月に改める件で大学以外の諸学校全て四月を学年始めとするときは止むを得ず同意することを可決。

九日、科目試験の結果を数字の評点で標示することを廃すること、試験の成績に段階を設くること、総評を付せざることを可決。在学年限に限定を付すこと（可決、但し年限未定）。

六月、学年試験。

九月十日、鳩山教授民法第一講座担任、民法第三講座兼担、穂積教授民法第二講座担任、法理学講座兼担を命ぜられる。十八日、新一年生の入学。

十二月五日、一学年を二学期に分つことを決定（三学期制の廃止）。十九日、成績評価を今後、優良可不可とすることに決定。二十四日、法律学科科目につき必修科目、選択科目、随意科目を決定。また現一年生に対し試験成績公表廃止を決定。大正八年（一九一九年）一月二十三日、法律学科の必修科目の時間数を決定。三十日、法律学科の選択科目の時間数及び配当学期を決定。

一月六日、二、三年次生の成績を点数から優良可不可に変えることに決定。七日、改正帝国大学令公布（四月一日施行）。

同日の勅令により法科大学を法学部と改め、経済学部は独立することとなる。二十日、新しい学科課程が最終的に決定（三月十一日評議会で承認）。〔法学部学科課程、『東京大学百年史 部局史一』一六三頁以下参照〕

二月二十七日、学科課程の改正に伴う経過措置を決定。〔東京帝国大学法学部経過規程制定、『東京大学百年史 資料二』四一二頁以下参照〕

三月二十九日、法理研究会例会、穂積陳重「実名敬避俗に就て」。

四月一日、東京帝国大学法学部となる。十五日、第三学期授業開始。

六月六日、試験開始。二十六日、学部長に仁井田教授當選（七月十八日発令）。同日、カウフマン英米法律教師解任、これ

により、英米法外国人教師はなくなる。

七月三十一日、ステルンベルヒ独逸法教師解任。これにより独逸法外国人教師はなくなる。  
九月八日、レー仏蘭西法教師解任。これにより外國法外国人教師は全て解任された。

十月、内藤吉之助を助手に採用（三日付）。三十日、法理研究会例会、穂積陳重「法の力に関する」。

十一月六日、総長より諮問の次の件につき協議。一、女子を聽講生とすること、法学部については決定を他日に譲り、他学部については異存なしと決定。一、制服制帽の廃止については、現状維持に決定。一、学年の始を四月に改めることは否決。

大正九年（一九二〇年）一月二十九日、入学期を四月にする件、止むを得ざるものとして可決。

二月二十六日、新学期を四月とすることに伴う学科課程改正案を決定、夏学期は四月一日より十月十五日まで、冬学期は十月十六日より翌年三月三十一日までとする。試験は毎年三月に行い、後期生に限り六月さらに受験しうることとする（三月三十日の評議会で承認）。

三月十八日、法学部規則を決定（三月三十日の評議会で承認）。〔東京大学法学部規則改正、『東京大学百年史 資料二』四

○五頁以下参照〕

四月十二日、新学期開始。

六月十日、授業終了、試験。

七月十五日、入学試験（受験者五二二名、入学者四五〇名）。末弘助教授帰国。

十月、末弘助教授民法第三講座担任（一日付）。

大正十年（一九二一年）三月二十六日、入学試験実施（収容予定五〇〇名に対し受験者五〇八名）。

四月、本年より学年の始めが、四月となる。八日から二十一日、試験（一種の経過措置として、「大正九年開始ノ学年」の試験をこの時期に行つたもの）。二十一日、授業開始。三十日付で、法律学科三〇八名、政治学科一六五名、計四七三名卒業。

大正期の或る青年法曹の足跡

- (3) 我妻栄「穂積重遠先生の人と学問」(『法学セミナー』一五七号)、一二九頁。
- (4) 平野義太郎「社会科学者・末弘巖太郎」(『法律時報』一三三卷一一号)、四頁。
- (5) 穂積重遠「大学生活四十年」(『法律時報』一五卷十号)、二二六頁。なお、穂積重遠の「法理学」を論じたものとして、八木鉄男「穂積重遠の法と道徳についての見解」八木鉄男・深田三徳編著『法をめぐる人と思想』(ミネルヴァ書房、一九九一年) 所収、二六三頁以下参照。
- (6) 牧野英一「ルードルフ・フォン・イエーリングの永逝五十年」同『法律における理論の論理』(有斐閣、一九五三年) 所収、七九、八十頁。牧野「法律との五十年」(有斐閣、一九五五年)、三一頁以下参照。さらに牧野の法思想にかんして、堅田剛「牧野英一の法理学」(『独協法学』三八号)、堅田「牧野英一のネクロロジー」(『独協法学』三九号) 参照。
- (7) 川島武宜「ある法学者の軌跡」(有斐閣、一九七八年)、二二二頁。
- (8) 木村亀二「バッハオオフェンの再生と法律学」(『法学志林』三十卷十一号)。なお、団藤重光「木村亀二博士の御逝去を悼む」(『刑法雑誌』一八卷三・四号) 参照。
- (9) 中田薰の生涯、法学観については、井ヶ田良治「中田薰」潮見俊隆・利谷信義篇『日本の法学者』(日本評論社、一九七五年) 所収、二二九頁以下参照。
- (10) 「琉球研究」では、七三三頁の「神判」の項目で、『法学協会雑誌』一二五卷九号(明治四十年)に発表された中田薰の「古代亞細亞諸邦に行はれたる神判補考」から、「天正年中薩摩國より琉球に渡り、六年間同地に滞在したる石見の人定西法師の伝に、同法師の談話を載せて曰く、琉球人ハ弁財天の島なりとて、男子よりも女子を敬ふ、凡神の社は鎮西八郎為朝を祝ひたり、今に為朝の弓矢社に有、若盜人あれば穿鑿をするには弁財天の社に巫女有、夫にやこみさとてし大成蛇をつれる、人を集めて其蛇に見すれば、心有者に喰付て、聊も不違」が引用・紹介されている。中田『法制史論集 第二卷下』(岩波書店、一九四三年)、九三七頁参照。『女人政治考』では、佐喜眞、前掲全集所収のたとえば三七頁、九三頁、九四頁、一〇九頁等を参照。
- (11) 岩野英夫「わが国における法史学の歩み(一八七三—一九四五)——法制史関連科目担任者の変遷——」(『同志社法学』

三九卷一・二号)、一二六頁参照。

(12) 内藤吉之助「日本法制史の二収穫」(『民族』二卷一号)、一二七頁以下参照。

(13) 松本信廣「巴里より」(『民族』二卷一号)、一四一頁。

(14) 佐喜眞興英「古琉球の女人政治」(『民族』一卷四号)、六三一六四頁。

(15) 穂積重遠、前掲『父を語る』、十八一十九頁。

(16) あるいは、佐喜眞興英の『女人政治考』や「靈の島々」をはじめ彼の一連の仕事は、穂積陳重の表現を借りれば特殊的法律進化論ということになるのだろうか。というのも、穂積は『法律進化論』第一巻の総論で次のように分類していた。「法律進化論は其対象の範囲に依つて汎論と各論とに分つことが出来る。法現象を地域、人種、民族、其他の標準に拠つて限局せず、一般的対象として其変遷の理法を究めようとするものは普汎的法律進化論であつて、本論の企図する所も亦之に外ならぬのである。然れども法現象は種々の標準に拠つて之を分ち、種々の立脚地から之を観察することが出来る。即ち、人種、民族、地域、法系、又は法律の一部を限つて、其法現象の動勢を観察して、其の理法を攷究することも出来るものであるが、此等は皆特殊的法律進化論である」。穂積『法律進化論 第一冊』、四一五ページ。

(17) ジュネーヴでの仕事自体は「余暇が多いので本を読み、又近い處にあるきまはつて居た」ようである。そうした小旅行の途中の大正十一年六月十七日の日記にはこう記されている。「早朝船はメッシナの海峡に在り。ストロンボリ火山の麓近く過ぐ。海静かにして晴れたり。荷物をかたづけ始む。夜瑞西人フンチカーフと談る。此人佐喜眞興英君の友人、教師として暫らく日本に在り、今度家族を連れてチューリッヒに還るよし。處番地などをこの手帖に書いてくれる」。柳田國男「瑞西日記」(定本 柳田國男集 第三巻) (筑摩書房、一九六八年) 所収、二五三頁。

(18) 柳田國男「大正十一年日記」(定本 柳田國男集 別巻第四) (筑摩書房、一九七一年) 所収、三八〇頁。

(19) 『日本法曹界人物事典 第二巻・帝国法曹大観 改訂増補(大正十一年)』(ゆまに書房、一九九五年)、二〇四頁。

(20) 柳田國男、前掲「大正十一年日記」、三七七頁。

(21) 宮良當杜「日記抄」(宮良當杜全集 一〇巻) (第一書房、一九八四年)、四〇一頁。

(22) 柳田國男「南島研究の現状」『定本 柳田國男集 第二十五巻』(筑摩書房、一九六四年)所収、一六四頁。

(23) 前掲書、一七一页。なお、「柳田の沖縄認識」にとつてのこの講演のもつ意味にかんして、次の論文は刺激的である。屋嘉比収「古琉球の鏡としての琉球——柳田国男と沖縄研究の枠組み——」(沖縄国際大学南島文化研究所紀要『南島文化』二二号)、四五頁以下、特に六二頁以下参照。